

龍ヶ崎地方塵芥処理組合からのお知らせ

財政状況のお知らせ

地方自治法第243条の3第1項および「龍ヶ崎地方塵芥処理組合財政事情書の作成及び公表に関する条例」の規定により、財政事情を公表いたします。



令和元年度下半期（10月～3月）の財政事情書（令和2年3月31日現在）
令和元年度一般会計の執行の状況（単位：千円）

歳入			歳出		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
分担金及び負担金	824,830	824,830	議会費	2,564	1,245
使用料及び手数料	160,744	175,259	総務費	343,823	219,897
国庫支出金	586	0	衛生費	1,292,338	620,857
財産収入	117	100	公債費	28,414	28,413
繰入金	229,222	220,980	予備費	3,000	0
繰越金	76,440	76,441			
諸収入	45,600	54,834			
組合債	332,600	332,600			
歳入合計	1,670,139	1,685,044	歳出合計	1,670,139	870,412
収入率		100.89%			52.12%

※出納整理期間が5月31日までとなっていますので、収入・支出済額欄は確定額ではありません。

組合所有財産の状況

土地 = 131,347㎡ / 建物 = 19,679.8㎡
車両 = 10台 / 基金積立金 = 267,002千円

組合債現在高の状況

一般廃棄物処理事業債 = 652,528千円

問い合わせ先 龍ヶ崎地方塵芥処理組合
総務課
☎0297-60-1777

令和2年度一般会計当初予算の状況

歳入			歳出		
項目	金額(千円)	割合(%)	項目	金額(千円)	割合(%)
分担金及び負担金	1,551,945	52.20	議会費	2,327	0.08
使用料及び手数料	174,277	5.86	総務費	203,258	6.84
国庫支出金	304,700	10.25	衛生費	2,705,697	91.01
財産収入	79	0.00	公債費	58,756	1.97
繰入金	222,094	7.47	予備費	3,000	0.10
繰越金	10,000	0.34			
諸収入	45,343	1.53			
組合債	664,600	22.35			
歳入合計	2,973,038	100.00	歳出合計	2,973,038	100.00

可燃ごみの処理状況と排ガス測定結果のお知らせ

可燃ごみ処理状況

項目	単位	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
可燃物焼却量	t	34,738	35,479
焼却灰・飛灰の 溶融処理量	t	2,587	2,618
埋立量 ※	㎡	4,833	3,458
埋立累計量	㎡	81,720	85,178
埋立残余容量	㎡	36,680	33,222

※最終処分場の埋立容量は118,400㎡です。

排ガス測定結果（年4回の平均値）

項目	単位	国の排出基準	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
ばいじん量	g/㎡N	0.15以下	0.008	0.022
硫酸化物	ppm	3,220以下	10	11
塩化水素	ppm	430以下	40	42
窒素酸化物	ppm	250以下	32	34
一酸化炭素	ppm	100以下	5	5
ダイオキシン類	ng-TEQ/㎡N	5以下	0.0058	0.0104

近隣市町村から排出された可燃ごみの焼却量は、平成30年度と比較して741t増加しています。

その一方で、最終処分場への埋立量は、平成30年度と比較すると1,375㎡減少しています。これは平成30年度に行った最終処分場の中間覆土工事で多量の覆土を用いたことによるものであり、土を除いた埋立量は平成31年度(令和元年度)の方が185㎡増えています。

ごみ焼却施設における排ガス中の有害物質の測定結果については、いずれの項目においても国の排出基準を大きく下回っていました。

今後とも「クリーンプラザ・龍」は、周辺住民の皆さま方に安心していただけるよう公害防止対策に万全を期するとともに、電光掲示板による有害物質測定値の表示を行うなど、開かれた施設として運転管理を行ってまいります。

※測定値が定量下限値未満の場合は、定量下限値を測定値とみなして平均値を算出しています。
N(ノルマル)：0℃、1気圧に換算した時の値
ppm(パーツパーミリオン)：百万分の1を表す割合の単位
TEQ(ティーイーキュー)：ダイオキシン類全体に含まれる毒性の強さを表す単位(「毒性等量」という)

注意！あなたの土地が狙われています！

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などと、うまい話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

【悪質な事例】

資材置場として土地を貸したら、大量の廃棄物を搬入された埋め立てに同意したら、聞いていた以上の残土の山にされた

不法投棄、野焼き、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

不法投棄・野焼きを見つけたら「不法投棄110番」へ通報！

①つも②んなで③らなく④は⑤

☎0120-536-380へ

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日）

受付時間外は最寄りの警察署まで

問い合わせ先 茨城県廃棄物対策課

☎029-301-3033

役場環境対策課 廃棄物対策係

☎68-2211（内線243）



利根町都市計画審議会委員を募集します！

都市計画法により、その権限に属する事項の調査および審議をしていただく都市計画審議会の委員を募集します。

●応募資格

次の①～⑤の要件をすべて満たすこと

- ①本町住民であること
- ②9月1日現在、満18歳以上であること
- ③町の他の審議会等の委員でないこと
- ④町議会議員または職員でないこと
- ⑤平日昼間に開催する会議に出席できること（令和2年度は、3回程度の開催を予定）

●募集人数

3人

●任期

令和2年9月1日～令和4年8月31日まで

●報酬

5,100円/日

●応募期間

令和2年6月1日（月）～7月1日（水）

（午後5時必着）

問い合わせ先 申し込み先

役場都市整備課 都市計画係

☎68-2211（内線233） FAX 0297-68-8300 ✉toshikei@town.tone.lg.jp

●応募方法

①住所 ②氏名 ③年齢 ④職業 ⑤連絡先 ⑥応募動機（400字以内） ⑦レポート「利根町のまちづくりに関する意見・提言」（800字以内）を記載した申込書を郵送、FAX、メールまたは持参によりご提出ください。（申込書は、町公式ホームページからダウンロードできるほか、役場都市整備課で配布しています。）

●選考方法

応募資格、応募動機およびレポートについて審査し、選考結果を応募者全員に通知します。

●その他

- 提出いただいた書類は返却しません。
- 提出書類に記載された個人情報、他の目的には使用しません。
- 委員に選出された方の氏名は公表させていただきますのでご了承ください。